

第 655 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 4 年 8 月 5 日（金） 14:00～

場所：神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室
（神戸市中央区海岸通 29）

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について

(2) その他

3 閉 会

資料目次

資料 No.1 : 兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)

資料 No.2 : 兵庫県最低賃金の改正決定に関する答申文(写)

令和4年8月5日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長 桜間裕章

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の兵庫県最低賃金（時間額900円）は令和2年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

梅野巨利

桜間裕章

山口隆英

労働者代表委員

岩崎和人

小西啓介

堀井説也

使用者代表委員

倉本信二

松岡直哉

吉川和宏

別紙 1

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（107,424 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

$$900 \text{ 円 (兵庫県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 127,795 \text{ 円}$$



令和4年8月5日

兵庫労働局長
鈴木 一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利



兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け兵労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の兵庫県最低賃金（時間額
900円）は令和2年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し
添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを政府に対し強く要望する。

- 1 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

別紙 1

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（107,424 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

900 円（兵庫県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝127,795 円